

【参考例】

国民健康保険資格喪失後の保険料について

保険料は、住民税額の判明する6月に前年の所得に基づき、年度（4月から翌年3月までの12ヶ月分）の保険料を決定します。決定した保険料は、12ヶ月分を6月納期分より翌年3月納期分までの10回の納期に分けて納めていただいております。4月・5月にかかる保険料は、6月納期以降の10回の納期の中に均等に振り分けております。このため、下記のように喪失したあとの月にも保険料が残る場合があります。

喪失の届出前

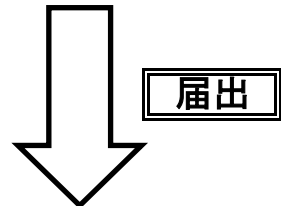
<当初の国民健康保険の加入期間：12ヶ月>

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

例 <国民健康保険料のお支払い：年額600,000円の場合> $1\text{ヶ月}50,000\text{円} \times 12\text{ヶ月} = 600,000\text{円}$ ：年額
 $\text{年額}600,000\text{円} \div 10\text{回} = 60,000\text{円}$ ：1納期あたり

4月期	5月期	6月期	7月期	8月期	9月期	10月期	11月期	12月期	1月期	2月期	3月期
*****	*****	60,000円	60,000円	60,000円	60,000円	60,000円	60,000円	60,000円	60,000円	60,000円	60,000円

喪失の届出後



8月より社会保険に加入し、8月に国民健康保険喪失手続きをした場合
 <届出後の国民健康保険の加入期間：4ヶ月>

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
○	○	○	○	△	△	△	△	△	△	△	△

<届出後の国民健康保険料のお支払い：年額200,000円> $1\text{ヶ月}50,000 \times 4\text{ヶ月}(\text{加入月数}) = 200,000\text{円}$
 8月期・9月期に差額分の保険料が残ります。

4月期	5月期	6月期	7月期	8月期	9月期	10月期	11月期	12月期	1月期	2月期	3月期
*****	*****	60,000円	60,000円	60,000円	20,000円	△	△	△	△	△	△

☆国民健康保険の加入期間は7月までとなりますが、国民健康保険料のお支払いは9月期まで残ります。
 ☆喪失後の保険料は喪失月以降で調整します。